

瀬戸市消防本部訓令第1号

消防本部

消防署

瀬戸市消防本部等決裁規程（昭和62年瀬戸市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

瀬戸市消防長 勝 股 淳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(3)まで <省略> (4) 消防次長 瀬戸市消防本部組織規則（ <u>令和4年瀬戸市規則第2号</u> 。以下「規則」という。）第8条第1項に規定する消防次長をいう。 (5)から(9)まで <省略>	(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(3)まで <省略> (4) 消防次長 瀬戸市消防本部組織規則（ <u>平成18年瀬戸市規則第3号</u> 。以下「規則」という。）第8条第1項に規定する消防次長をいう。 (5)から(9)まで <省略>

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。